

# 香川県報



第 81 号

平成 16 年

10月12日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	新たに生じた土地を確認した旨の届出	（自治振興課）	一
	字の区域に編入する旨の届出	（健康福祉総務課）	二
	生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	三
	生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	（健康福祉総務課）	四
	生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出	（健康福祉総務課）	五
	生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更の届出	（長寿社会対策課）	六
	介護保険法の規定による事業者の指定	（障害福祉課）	七
	知的障害者福祉法の規定による事業者の指定	（医務国保課）	八
	救急病院又は救急診療所の認定	（水産課）	九
	救急病院又は救急診療所に該当しなくなった旨の告示	（水産課）	一〇
●	海岸保全区域の指定（二件）	（道路保全課）	一一
	道路の区域変更及び供用開始	（建築課）	一二
	道路の位置指定	（建築課）	一三
公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請	（県民参画課）	一四
	土地改良事業の認可	（土地改良課）	一五
	土地改良区の役員の就任の届出	（土地改良課）	一六
	土地改良区の役員の退任の届出	（土地改良課）	一七
	都市再開発法の規定による市街地再開発組合の事業計画の変更の認可	（都市計画課）	一八
	開発行為に関する工事の完了	（建築課）	一九

## 告示

香川県告示第六百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、詫間町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、詫間町長から届出があった。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真鍋武紀

位	置	面	積
詫間町大字大浜字小文甲二〇九八の二、甲二〇九八の六から甲二〇九八の八まで、甲二〇九八の三一から甲二〇九八の三三まで、甲二〇九八の三五、甲二〇九八の四八、甲二〇九八の四九の地先の公有水面埋立地	二、九七三・四七平方メートル		

香川県告示第六百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、詫間町長から届出があった。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真鍋武紀

上	欄	下	欄
詫間町大字大浜字小文		詫間町大字大浜字小文甲二〇九八の二、甲二〇九八の六から甲二〇九八の八まで、甲二〇九八の三一から甲二〇九八の三三まで、甲二〇九八の三五、甲二〇九八の四八、甲二〇九八の四九の地先の公有水面埋立地	

香川県告示第六百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、八、三〇	医療法人社団一真会 デイケアセンター まごころ 木田郡三木町井戸 五三三三	医療法人社団一真会 木田郡三木町井戸 五二六番地一	通所リハビリテーション
平成一六、八、三〇	医療法人社団一真会 デイサービスセンター まごころ 木田郡三木町井戸 五二六	医療法人社団一真会 木田郡三木町井戸 五二六番地一	通所介護
平成一六、八、三〇	医療法人社団一真会 ケアプランセンター まごころ 木田郡三木町井戸 五三三三	医療法人社団一真会 木田郡三木町井戸 五二六番地一	居宅介護支援
平成一六、八、三〇	医療法人社団一真会 グループホーム まごころ 木田郡三木町井戸 五三三三	医療法人社団一真会 木田郡三木町井戸 五二六番地一	痴呆対応型共同生活介護
平成一六、八、一六	医療法人社団讃陽堂 松原病院 木田郡三木町大字 池戸三三三三番地一	医療法人社団讃陽堂 松原病院 木田郡三木町大字 池戸三三三三番地一	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一六、八、一七	医療法人社団讃陽堂 松原病院 木田郡三木町大字 池戸三三三三番地一	医療法人社団讃陽堂 松原病院 木田郡三木町大字 池戸三三三三番地一	通所リハビリテーション

平成一六、九、一	居宅介護支援事業所 アイル 綾歌郡国分寺町福家甲三七九七番地一三	有限会社I、LL 綾歌郡国分寺町福家甲三七九七番地一三	居宅介護支援
平成一六、八、三	介護老人保健施設 すこやか苑 丸亀市郡家町二四七二番	医療法人社団健仁会 丸亀市郡家町二四八六番地五	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設
平成一六、八、三	デイサービスセンター すこやか 丸亀市郡家町二四七二番	医療法人社団健仁会 丸亀市郡家町二四八六番地五	通所介護
平成一六、八、三	居宅介護支援事業所 すこやか 丸亀市郡家町二四七二番	医療法人社団健仁会 丸亀市郡家町二四八六番地五	居宅介護支援
平成一六、九、一	まごころ丸亀指定 居宅介護支援事業所 善通寺市原田町一三四四番地二	NPO法人中讃丸亀センター 善通寺市原田町一三四四番地二	居宅介護支援
平成一六、九、一三	デイサービス 悠悠 せんねん村 香川郡香南町西庄六九二番地一	悠悠有限公司 香川郡香南町大字西庄一八二番地一	通所介護
平成一六、九、一	株式会社トーカー 訪問入浴サービス 綾南営業所 綾歌郡綾南町陶四三四三六	株式会社トーカー 高松市鶴市町二〇二五番地三	訪問入浴介護
平成一六、九、一	株式会社トーカー さぬき出張所 さぬき市鴨部六一二五番地一	株式会社トーカー 高松市鶴市町二〇二五番地三	福祉用具貸与

香川県告示第六百七十九号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する  
 同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出  
 があった。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、五、三一	さぬき市社会福祉協議会寒川支所 さぬき市寒川町石田東甲九三一	社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会 さぬき市長尾東八八八番地五	訪問介護
平成一六、八、一五	医療法人社団讃陽堂松原病院 木田郡三木町大字池戸二二二番地	医療法人社団讃陽堂松原病院 木田郡三木町大字池戸二二二番地	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護療養型医療施設
平成一六、八、一	医療法人社団健仁会岩本病院 丸亀市郡家町二四八六番地五	医療法人社団健仁会 丸亀市郡家町二四八六番地五	短期入所療養介護
平成一六、四、三〇	有限会社アカシア坂出市本町二丁目九一九	有限会社アカシア坂出市本町二丁目九一九	福祉用具貸与
平成一六、八、三一	せとうち福祉サービス三豊事業所 三豊郡高瀬町大字下勝間一六八一	株式会社せとうち福祉サービス 三豊郡詫間町大字詫間五八一番地一	居宅介護支援

平成一六、八、三一	株式会社コムスン 国分寺ケアセンタ 綾歌郡国分寺町新居一七九二一東城ビル二F B室	株式会社コムスン 東京都港区六本木六一〇一	居宅介護支援
平成一六、八、二	山口産婦人科医院 丸亀市山北町九二一	山口昇 丸亀市山北町九二一	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一六、八、三一	高田歯科クリニック 観音寺市柞田町甲一〇四一番地三	高田 慶信 観音寺市柞田町甲一〇四一番地三	居宅療養管理指導
平成一六、九、一	黒瀬歯科医院 木田郡三木町下高岡三六一	黒瀬 稔 木田郡三木町下高岡三六一	居宅療養管理指導
平成一六、六、三〇	ケアセンター風生 観音寺 観音寺市瀬戸町三丁目二一四	有限会社ケアセン ター風生 高松市御殿町六四九番地	訪問介護

平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第六百八十号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する  
 同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出  
 があった。

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、八、三一	せとうち福祉サービス三豊事業所	株式会社せとうち福祉サービス	訪問介護 福祉用具貸与

平成一六、九、一	三豊郡高瀬町大字 下勝間一六八一	三豊郡詫間町大字 詫間五八一番地一	
	そがわ医院介護支 援センター 三豊郡豊中町下高 野一〇九一	医療法人社団英迎 会 三豊郡豊中町下高 野一〇九一	訪問介護 居宅介護支援

香川県告示第六百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機  
関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	名 称		開 設 者	所 在 地
	変 更 前	変 更 後		
平成一六、四、一	医療法人社 団一真会川 人外科内科 医院	医療法人社 団一真会川 人外科内科	医療法人社 団一真会	木田郡三木町大字井 戸五二六番地一

香川県告示第六百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規  
定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
三七七〇一 〇三三三四 三	アミーユよんでん栗林 高松市三條町字中所五 六四番一	株式会社よんでんライ フケア 代表取締役 山崎達成 愛媛県松山市紅葉町二 番二七号	平成十六年 十月一日	特定施設 入所者生 活介護

三七七〇一 〇三三三〇	株式会社河野 高松市香西南町四七二 番地七	株式会社河野 代表取締役 河野猛 高松市丸亀町六番地の 一	"	福祉用具 貸与
三七七〇一 〇三三三八	居宅介護支援事業所サ ライ 高松市屋島西町五八五 番地	有限会社サライ 取締役 高橋昌行 高松市屋島西町五八五 番地	"	居宅介護 支援
三七七〇二 〇〇六三六	株式会社トーカイ丸亀 出張所 丸亀市津森町八六八番 地三	株式会社トーカイ 代表取締役 河野猛 高松市鶴市町二〇二五 番地三	"	福祉用具 貸与
三七七〇七 〇〇一三〇	アイリスケアセンター 三本松 東かがわ市三本松一一 五七三	株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田明彦 東京都千代田区神田駿 河台二丁目九番地	"	訪問介護 居宅介護 支援
三七七一三 〇〇四八四	有限会社エンゼル四国 本社事業所 木田郡三木町井戸四五 六二番地五	有限会社エンゼル四国 代表取締役 山本要 木田郡三木町井戸四五 六二番地五	"	訪問入浴 介護
三七七一五 〇〇八四四	マイルドハート 綾歌郡宇多津町浜五番 丁五三番地九	社会福祉法人鶴足津福 祉会 理事長 小松守 綾歌郡宇多津町浜五番 丁五三番地一一	"	特定施設 入所者生 活介護
三七七一五 〇〇八五一	アイリスケアセンター うたづ 綾歌郡宇多津町東分一 六六一番地一	株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田明彦 東京都千代田区神田駿 河台二丁目九番地	"	訪問介護 居宅介護 支援

香川県告示第六百八十三号  
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、  
指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇五九一 二四	あじの里知的障害者デイサービス「あじの里海」 木田郡庵治町五七 三二番地	社会福祉法人洋々会 木田郡庵治町四一 五一番地七	平成十六年 九月十五日	知的障害者デイ サービス

香川県告示第六百八十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一六七	平成十六年九月一日から 平成十九年八月三十一日まで	医療法人社団藤英会齊藤病院	高松市花園町一丁目六番八号

香川県告示第六百八十五号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項各号に該当しなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

認定番号	失効日	医療機関名	所在地
一四二 六	平成十六年八月三十一日	齊藤病院	高松市花園町一丁目六番八号

香川県告示第六百八十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	元目魚港	元目漁港海岸	一 指定場所 小豆郡土庄町馬越字元目甲四二四番地先 二 指定区域 基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、補助点八、補助点一、基点二を順次に直線で結んだ線で囲まれた区域 起点一 小豆郡土庄町馬越字元目甲四二三番地内の標杭 基点二 起点一から方向角二九四度三〇分、九八〇メートルの地点 基点三 基点二から方向角二二〇度三〇分、六〇メートルの地点 基点四 基点三から方向角四一度〇〇分、一五〇メートルの地点 基点五 基点四から方向角八三度〇〇分、三三〇メートルの地点 基点六 基点五から方向角九七度〇〇分、二四〇メートルの地点 基点七 基点六から方向角一七九度〇〇分、三〇〇メートルの地点 基点八 基点七から方向角八八度〇〇分、六〇〇メートルの地点 補助点一 基点二から方向角三三五度〇〇分、三六〇メートルの地点 補助点二 基点一から方向角三三五度〇〇分、三六〇メートルの地点 補助点八 基点八から方向角三三五度〇〇分、六七〇メートルの地点

香川県告示第六百八十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十六年十月十二日

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波沿岸	甲生魚港	甲生漁港海岸	一 指定場所 小豆郡土庄町豊島甲生字尾子一三〇三番地先 二 指定区域 基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、補助点七、一、補助点二、一、基点二を順次に直線で結んだ線で囲まれた区域 起点一 小豆郡土庄町豊島甲生字尾子一三〇三番地内の標杭 基点二 起点一から方向角二四七度〇〇分、三四 ○メートルの地点 基点三 基点二から方向角二九一度〇〇分、二二 ○メートルの地点 基点四 基点三から方向角二八四度三〇分、四四 ○メートルの地点 基点五 基点四から方向角二七四度三〇分、七九 ○メートルの地点 基点六 基点五から方向角二九三度〇〇分、二四 ○メートルの地点 基点七 基点六から方向角一九七度〇〇分、六 ○メートルの地点 補助点二 一 基点二から方向角一九四度〇〇分、 三九・〇メートルの地点 補助点七 一 基点七から方向角一七七度三〇分、 五五・〇メートルの地点

香川県告示第六百八十八号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月十二日から同年十一月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 円座香南線（四十四号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市岡本町字板場一〇七九番五地先から	前 五三・〇 後 八一・三	五一	平成十三年香川県公示第三十九号で変更した区域の一部
高松市岡本町字幸ノ神八九二番一地先まで	前 五三・〇 後 八一・三	五一	

四 供用開始の期日 平成十六年十月十四日

香川県告示第六百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。  
 平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第十号
  - 二 指定年月日 平成十六年九月二十七日
  - 三 指定道路の位置 東かがわ市三本松一一八二八、一一八三三、一一八八一、一一八八四及び同地先農道・水路
  - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル  
延長 六三・五二メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第四百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。  
 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年十二月一日まで縦覧に供する。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日  
 平成十六年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 特定非営利活動法人小豆島新産業創造会議

五反田 しの

小豆郡土庄町甲一三三番地一

三 定款に記載された目的  
 この法人は小豆島を愛する者が、力をあわせ島のゆるぎない個性的な発展を目指した活動を行うことを目的とします。

香川県公告第四百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市前田土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業穂村地区）を行うことについて平成十六年九月二十九日認可した。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川用水土地改良区から役員の変更及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	中條 弘矩	東かがわ市川東九〇五番地二	平成一六、九、二四
	増田 昌三	高松市茜町一九番三五 七〇七号	
	松浦 稔明	坂出市大屋富町二〇八三番地	
	白川 晴司	観音寺市観音寺町甲三二二九番地一一	
	組橋 啓輔	三豊郡仁尾町大字仁尾甲一一六七番地一	
	三笠 輝彦	高松市一宮町一七二二番地一	
	大熊 忠臣	林町一五三七番地	
	菰刈 将麿	新田町甲二四四三番地一	
	樋口 博	西植田町二九三二番地四	
	佐藤 澤市	丸亀市飯野町東分三三九六番地の五	
	松浦 幸徳	土器町西二丁目六〇七番地	
	池田 長義	坂出市林田町六六三番地	
	河合 達	神谷町六七〇番地	
	辻村 修	善通寺市上吉田町五一一番地	
	藤田 松雄	善通寺町四〇六二番地	
	岸上 修	観音寺市柞田町丙二二五一番地一	
	白川 精	中田井町三八八番地三	
	三谷 正一	東かがわ市坂元一九九番地	
	久野 耕市	白鳥一五七七番地	
	山田 正利	さぬき市津田町津田二三八八番地	
	有馬 義照	大川町田面五〇四番地一	
	赤澤 申也	志度八四一番地二	
	廣瀬 正美	寒川町石田西一七五四番地	
	松原 照好	造田是弘一二二六番地	
	石原 收	木田郡三木町大字下高岡四〇三二番地	
	小林 實	大字井戸四二〇八番地	

藤本 正直	香川郡香川町大字浅野五九番地一
綾田 福雄	香南町大字岡三七二番地
松岡 正博	綾歌郡綾上町山田下三二九五番地二
水本 勝規	綾南町大字北一四二〇番地二
末澤 一	国分寺町新居一二二五番地二
二神 正國	綾歌町栗熊東八一三番地七
香川 芳文	飯山町上法軍寺三九五番地
谷川 實	宇多津町三五五番地二
久元 豊	仲多度郡満濃町大字吉野下六〇四番地
川田 英夫	琴平町苗田三一九番地
土田 潔	多度津町大字道福寺一〇番地
五所野尾基彦	仲南町大字佐文二三三番地
増田 稔	三豊郡高瀬町大字上勝間一一一七番地三
前川 和昭	大字羽方八一一番地二
大橋 良男	山本町大字辻一一八八番地
安藤 幹夫	三野町大字下高瀬三四六番地
平野 清	大野原町大字五郷有木一一七番地
大麻伊三郎	大字大野原六五〇四番地
加藤 壽夫	豊中町大字下高野一九七〇番地
塩田 正治	詫間町大字詫間四六六一番地一
森 定雄	仁尾町大字仁尾丁三八七番地一
高原 晴美	豊浜町大字和田乙八二七番地
近藤 貢	財田町財田中二一六五番地
監事 片山 圭之	丸龜市土器町東七丁目六〇六番地
川崎 清	三豊郡財田町財田上三八七一番地
小西 俊雄	さぬき市長尾名一五六五番地
二 就任した役員	

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	増田 昌三	高松市茜町一九番三五 七〇七号	平成一六 九 二五
	松浦 稔明	坂出市大屋富町二〇八三番地	
	白川 晴司	観音寺市観音寺町甲三二二九番地一	
	綾田 福雄	香川郡香南町大字岡三七二番地	
	大熊 忠臣	高松市林町一五三七番地	
	菟淵 将麿	新田町甲二四四三番地一	
	樋口 博	西植田町二九三二番地四	
	三笠 輝彦	一宮町一七二二番地一	
	山地 悦次	飯田町九九〇番地	
	大西 康彦	丸龜市垂水町一五三九番地一	
	富田 重義	川西町南三四五番地二	
	池田 長義	坂出市林田町六六三番地	
	河合 達	神谷町六七〇番地	
	藤田 松雄	善通寺市善通寺町四〇六二番地	
	山本 七郎	中村町一四〇一番地	
	岸上 修	観音寺市柞田町丙一二五一番地一	
	白川 精	中田井町三八八番地三	
	田中 孝博	東かがわ市白鳥二〇三七番地三	
	中條 弘矩	川東九〇五番地二	
	三谷 正俊	黒羽甲一一四四番地二	
	赤澤 申也	さぬき市志度八四一番地二	
	廣瀬 正美	寒川町石田西一七五四番地	
	松原 照好	造田是弘一二二六番地	
	三村 利夫	大川町富田中三五〇番地八	
	山田 正利	津田町津田二三八八番地	
	石原 收	木田郡三木町大字下高岡四〇三二番地	



小林 實	大字井戸四二〇八番地
藤本 正直	香川郡香川町大字浅野五九番地一
泉川 静雄	香南町大字岡九一六番地
祐安 正	綾歌郡綾上町山田下二二三番地二
水本 勝規	綾南町大字北一四二〇番地二
末澤 一	国分寺町新居二二二五番地二
二神 正國	綾歌町栗熊東八一三番地七
香川 芳文	飯山町上法軍寺三九五番地
池田 弘昌	宇多津町二〇七九番地
久元 豊	仲多度郡満濃町大字吉野下六〇四番地
川田 英夫	琴平町苗田三一九番地
佐々木 勇	多度津町大字山階一〇三四番地
池口 光春	仲南町大字佐文五八三番地
前川 和昭	三豊郡高瀬町大字羽方八一一番地二
増田 稔	大字上勝間一一一七番地三
大橋 良男	山本町大字辻一一八八番地
倉田 定宣	三野町大字大見甲四二二八番地
大麻伊三郎	大野原町大字大野原六五〇四番地
西野 利秋	大字中姫九二六番地一
田邊 富夫	豊中町大字下高野一五五六番地一
塩田 正治	詫間町大字詫間四六六一番地一
組橋 啓輔	仁尾町大字仁尾甲一一六七番地一
高原 晴美	豊浜町大字和田乙八二七番地
近藤 貢	財田町財田中二一六五番地
監事 新井 哲二	丸亀市中津町一〇八一番地一
野田 邦男	坂出市林田町一〇二八番地
平野 清	三豊郡大野原町大字五郷有木一一七番地

香川県公告第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市川添土地改良区から役員（の退任について次のとおり届出があった。）

平成十六年十月十二日

役員の種類	氏名	住	所	退任年月日
理事	溝淵 秀夫	高松市下田井町二七八番地一	香川県知事 真 鍋 武 紀	平成一六、三、一六

香川県公告第四百八十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 組合の名称 高松丸亀町商店街A街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 変更前 平成十四年十月二十二日から平成十八年四月三十日まで  
変更後 平成十四年十月二十二日から平成十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 高松市丸亀町の一部及び片原町の一部
- 四 事務所の所在地 高松市丸亀町一三番地二
- 五 設立認可の年月日 平成十四年十月十五日
- 六 事業計画の変更認可の年月日 平成十六年九月三十日

香川県公告第四百八十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第

三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市土器町西八丁目三九九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市土器町西八丁目三七二

香川 浩子

平成十六年十月十二日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています